

〔実行方法〕

- (一) 工場は、如何なる手段に依りともそれを妨害せぬこと。
- (二) 一工場内に於て自他の団体に属する組合員がある場合は、或いはその双方に於て組織運動に着手し、若しとは着手せんとする時は互いに一致協力して一の組織に向つて努めること。
- (三) 発會式或は演説会等の他団体の組織運動等に対しては干渉妨害せぬこと。
- (四) この争奪戦防止を徹底せしむるために、この案を評議會全国大会に提出し而して、我が組合は之を支持することを。

以上

定期宣傳デーに関する件 (京橋支部提出)

〔理由〕

評議會拡大中央委員會は、在来の如き組織方法を排し、計畫的意識的組織方針を決議してゐる。即ち一般及特定の要求を掲げて、未組織大衆に訴へる事、及び抽象的宣傳に依らず、未組織大衆の日常生活に觸れた具體的日當闘争に依りて、是に近づくこと、並びに、共済組合及び自主的工場委員會を活用し、これを未組織労働者を組織する一手段とする事等である。之等の方法を遂行するためには、一般組合員にかゝる方法の性質と任務に就き、組織大衆に充分な宣傳を必要とする。と同時に未組織大衆の間に、共通的特殊のスピーカーを掲げて計画的に然も定期的な宣傳すべきである。

かゝる宣傳は容易に彼等の共鳴を喚起し、労働組合の必要を痛感せしむるに到る。依つて本案を提出する。

〔実行方法〕